

別表

費 目	内 容
賃 金	研究・活動を実施する上で必要となる補助作業員（助成事業者は除く）に対する賃金。
旅 費	研究・活動を実施する上で必要となる交通費や宿泊費であり，成果発表に係る費用は除く。
需 用 費	研究・活動を実施する上で必要となる物品購入費やテキスト作成等の印刷費。ただし，物品購入費は書籍，ソフトウェア及びパソコン等の備品を除く，1点5万円以内とする。
役 務 費	研究・活動を実施する上で必要となる通信費，資料等の運搬費及び文献・文書資料等の開示請求の手数料。
賃 借 料	研究・活動を実施する上で必要となる機材，車両，会場等の使用料。
諸 謝 金	研究・活動を実施する上で必要となる第三者からの助言，協力に対する謝礼。
管 理 費	要綱第4条で定める教育機関の会計部門等において，助成金の管理を行う際の事務処理費。ただし，管理費は※直接経費の合計金額の5％を上限として計上できる。 ※直接経費（賃金，旅費，需用費，役務費，賃借料，諸謝金）

附 則

- 1 この別表は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 この別表は，平成26年5月1日から施行する。
- 3 この別表は，令和 3年4月1日から施行する。

地域づくり助成事業実施フロー

